

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、綾川町が土地改良事業（団体営ため池等整備事業（小規模／ため池整備工事（一般型））北池地区）を行うことについて平成20年3月12日同意した。

平成20年3月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀